

当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	通 知 預 金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から最低7日間の据置期間が必要です。
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・10,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	・個人の方の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息を支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-26-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	_____